

平成28年度

第8回いわき市教育委員会議事録

平成28年11月15日（火）

第 8 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成28年11月15日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 吉 田 尚 |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員 | 蛭 田 優 子 |
| 委 員 | 山 本 もと子 |
| 委 員 | 根 本 紀太郎 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- | | |
|---------------------|-----------|
| 教育部長 | 増 子 裕 昭 |
| 参与兼美術館長 | 佐々木 吉 晴 |
| 教育部次長兼総合調整担当 | 柳 沼 広 美 |
| 学校教育推進室長 | 松 岡 勇 雄 |
| 中央公民館長 | 鈴 木 静 人 |
| いわき総合図書館長 | 夏 井 芳 徳 |
| 参事兼教育政策課長 | 吉 村 公 孝 |
| 施設整備課長 | 緑 川 安 彦 |
| 生涯学習課長 | 遠 藤 義 道 |
| 学校教育推進室学校教育課長 | 塚 本 英 樹 |
| 学校教育推進室学校支援課長 | 長谷川 政 宣 |
| 総合教育センター所長 | 高 崎 康 行 |
| 参事兼文化振興課長 | 高 鈴 木 庄 寿 |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 | 木 村 丈 二 |
| 教育政策課長補佐 | 金 成 晃 彦 |
| 施設整備課主幹兼課長補佐 | 小 山 浩 司 |
| 生涯学習課長補佐 | 藤 原 良 基 |
| 学校教育推進室学校教育課主幹兼課長補佐 | 太 藤 則 子 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事 | 佐 藤 哲 哉 |
| 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 | 齊 藤 学 |
| 文化振興課課長補佐 | 松 本 真 紀 恵 |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後2時20分

会議の概要

教育長 それでは、平成28年度第8回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命します。

会期は本日限りとします。

議事録への署名委員は、本日出席された委員の皆様をお願いいたします。

本日の教育長の報告につきましては

（1）平成28年度12月補正予算について

の1件でございます。

詳細につきましては課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

教育長の報告（1）平成28年度12月補正予算について、教育政策課長申し上げます。

教育政策課長 資料の1頁をご覧ください。

平成28年度12月補正予算について、総括表をご説明します。

12月補正予算につきましては、大きく3つの内容がございます。

1つ目が、職員人件費に関する補正、2つ目が、豊間中学校屋内運動場の災害復旧に関する補正、及びそれに関連する継続費補正、3つ目が、公民館の清掃等の業務委託の債務負担行為補正となっております。

歳入の計になりますが、補正額で82,826,000円の増額補正を行うものであり、歳出の計では、補正額で17,498,000円の増額補正を行うものであります。

また、歳出の枠外にありますカッコでくくっている他部局分の補正につきましては、職員人件費の補正であり、文化スポーツ室（美術館）分として、11,675,000円の減額補正、こどもみらい部（幼稚園）分として、13,124,000円の増額補正を行うものとなっております。

続いて、教育政策課からは、職員人件費の補正についてご説明申し上げます。

資料の2頁をご覧ください。

職員人件費の補正に係る基本方針等が記載されております。

平成28年度当初予算においては、平成27年10月1日時点の現員数で予算措置をしているものであり、今回の補正予算において、平成28年9月1日の現員を基礎とし、4月1日に実施された平成28年度人事異動及び福島県人事委員会勧告の内容を反映するものでございます。

3頁をご覧ください。

平成28年度12月補正予算職員人件費に係る補正内訳につきましては、一般会計歳出予算10款各項の目ごとの人数及び補正額等につきましては、資料3頁、4頁に記載の通りとなっておりますが、4頁を開いていただきまして合計欄のうち、補正額といたしましては、236,305,000円の減額補正を行うものでございます。

また、同じ4頁になりますが、白丸の他部等分といたしましては、計欄のうち、補正額といたしまして、1,449,000円の増額補正を行うものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

教育長 それでは引き続き、学校支援課長お願いします。

学校支援課長 資料5頁をご覧ください。

12月補正予算の歳入でございます。

中学校災害復旧費国庫負担金、補正額82,826,000円、補正後額377,068,000円。

これは中学校災害復旧事業の事業費が増額したことに伴い、国庫支出金を補正するものでございます。

この事業の内容につきましては、資料6頁「補正額B」をご覧ください。

補正額事業費253,803,000円、補正後額1,288,177,000円でございます。

「事業概要・補正内容」でございますが、東日本大震災により被災した、豊間中学校屋内運動場改築工事を実施するため、所要額を補正するものでございます。

現在、校舎本体の改築を進めておりますけれども、体育館については平成30年4月供用開始を目標に整備を進めて参ります。

なお、校舎本体につきましては、夏休み明けを予定して、今順調に7割ほどの進捗で事業を進めております。

資料6頁にございますように、中学校災害復旧費、現計予算額の内訳となっております。

次に資料7頁をご覧ください。

ただいまの歳出は12月補正予算、この平成28年度、1か年度分の補正額を申し上げましたけれども、体育館の整備につきましては継続費として追加ということで、総額507,606,000円。

ただいま申し上げましたように、平成28年度253,803,000円、平成29年度同額でございます。

説明は以上でございます。

教育長 それでは引き続き、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料8頁をご覧ください。

債務負担行為補正（追加）でございます。

生涯学習課分といたしましては3点ございます。

1つ目は常磐公民館清掃業務委託、2つ目は文化センター清掃業務委託、3つ目は文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務委託でございます。

まず1点目の常磐公民館清掃業務委託ですけれども、小名浜、植田、常磐、内郷の4館の清掃業務につきましては、委託という形で業務を行っています。

昨年27年度から29年度という期間で、一括して債務負担行為を設定しておりますけれども、常磐公民館の分につきましては、今年度末の工期で耐震補強工事を施工しているという関係で、常磐公民館のみ平成28年度までの内容についての設定でございました。

従いまして、今年度平成29年度分を追加するという中身でございます。

限度額は2,929,000円でございます。

次に2つ目の文化センター清掃業務委託、3つ目の文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務委託の2件ですが、平成29年度、平成30年度の2か年を委託業務につきまして今年度からの債務負担行為を設定するものでございます。

それぞれ限度額については、文化センター清掃業務委託40,716,000円、文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務委託24,466,000円としております。

内容ですが、文化センター清掃業務は日常的な清掃、月に1回行う床ワックス清掃であるとか、年1回の受水槽の清掃などの定期清掃業務といった内容でございます。

文化センター受付・案内・電話交換・管理事務及び警備業務につきましては、受付、案内、電話交換業務、それから土日祝日の各室貸出といった管理事務、警備といった内容となっております。

説明は以上でございます。

教育長 それでは引き続き、総合図書館長をお願いします。

総合図書館長 資料8頁をご覧ください。

債務負担行為補正（追加）についてでございます。

いわき市図書館資料等配送業務委託という設定期間が今年度と来年度、限度額が7,275,000円であります。

これは、例えば総合図書館から借りた本を小名浜図書館で返す、逆に内郷図書館で総合図書館の本を借りたいという際に、図書館から図書館、さらに公民館も受け取り場所になりますけれども、図書館から公民館などへ本を移動するための配送業務を委託する経費でございます。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

委員 資料8頁の限度額というのをご説明いただきたいのですけれども。

生涯学習課長 限度額というのは、資料記載の文化センター清掃業務委託で申し上げますと、業務の内容について平成29年度、30年度の2か年度分の清掃業務となっておりますので、2か年度分それぞれの予算につきましては単年度予算ということで、平成29年度、30年度にそれぞれの金額を計上し、それを合わせた額を限度額に設定するというところでございます。

教育長 債務負担行為補正のところに平成28年度から29年度となっておりますが、年度内に一応予算を補正で組まないといけないということで、平成28年度になっておりますけれども、実際に予算執行の額というのは平成29年度分になるということを勘違いしないでください。

例えば今の説明であると、常磐公民館清掃業務委託だと、単年度だけどやはりこれは限度額なんですね。

生涯学習課長 その通りでございまして、常磐公民館は耐震補強工事という特殊な事情があって、通常は2か年度に亘る業務について、常磐公民館の場合には耐震補強工事があるので、前回平成28年度分だけを平成27年度からの債務負担行為として設定したところに、今回は平成29年度分を追加するというところでございます。

委員 そうなると見積もった金額が多くなったと。

その増えた金額分は実際、来年度にお使いになられるということですよ。

来年度にここに記載の金額よりも、仕事の内容が増えて多くなったというときにその差額は払うのでしょうか。

生涯学習課長 常磐公民館清掃業務委託の限度額2,929,000円を平成29年度の当初予算で計上するということになります。

平成29年度の業務の中で、何らかの要因があって追加せざるを得ないとなった場合につきましては、平成29年度におきまして、補正予算での計上が必要だという形になるものでございます。

債務負担行為というのは、業務の年度の間である4月1日から翌年3月31日まで継続して行っていたかなければならない業務ということになりますので、平成29年度なら平成29年度分の予算計上の中で、予算計上をしたので入札して契約をしましよるとなると、4月1日の業務に間に合わない形になってしまいますので、そういったものをカバーするために、平成28年度において契約の手続きだけはしておけるということ、債務負担行為を議会で議決を得ておけば、契約手続きだけはできる制度ということでございます。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

委員 公民館費のことで確認をお願いしたいんですけども、今、嘱託職員は何名いらっしゃるのか教えていただけますか。

生涯学習課長 補正予算の中での嘱託職員数は、平成28年度嘱託化館長につきましては5名、旧基幹公民館の常勤の職員を嘱託化したのが7名でございます。

公民館費にでてくるのは、職員嘱託化による常勤10名の減となっておりますけれども、再任用短時間勤務職員4名の振り分けの中で、短時間再任用が4名減となり、常勤の正規職員が2名増となっておりますので、結果として常勤10名の減という状況でございます。

委員 嘱託に1度なって、また翌年度も繰り返し嘱託をお願いしている方もいますか。

生涯学習課長 資料が現在手元がないので、後ほどお伝えします。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

委員 総合図書館のことなんですけれども、館長からもお話があった通り、借りた所でなくても返すことができるであったりとか、夜間でも返すことができるであったりと、本が借りやすい環境を作ってお下さっていると思います。

本を色々な所に移動したりするような費用ということでしたが、大体週に何回くらいそういったことが行われているのか、概要を教えてくださいと思います。

総合図書館長 毎日2回出荷しております。

1日に動かす本の数は約1,000冊で、総合図書館から各館に届けるものを積んで出発します。

次に内郷図書館に行くとき降ろす本は降ろして、内郷図書館から預かる分を積むということを午前、午後の2回。

1週間のうちに数日は、図書館だけではなくそのルート上にある公民館、大学なども回って、相互利用や返却も担当するというも行っています。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

生涯学習課長 先程の委員からのご質問に対する答えですが、平成28年2月1日現在で

全部の常勤嘱託職員数につきましては20名になります。

教育長 2年間継続して嘱託職員がいるかということも解答をお願いします。

生涯学習課長 勿論その中には、嘱託化が始まってからずっと館長をしていただいている方もいらっしゃいますので、継続している方も勿論います。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは7.議事に入ります。

まず、部長から概要説明をお願いします。

部長 本日の案件は議事が2件、その他が3件でございます。

はじめに議事につきましては、資料9頁をご覧ください。

「議事第1号 工事請負契約の変更について（いわき市立豊間中学校校舎改築工事）」でございます。

こちらは、「いわき市立豊間中学校校舎改築工事」について、労務・資材単価の変更に伴い、契約金額に変更が生じることから、契約変更を行うものでございます。

次に、資料11頁をご覧ください。

「議案第2号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）について」でございます。

こちらは、委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱するものでございます。

また、「その他」の案件としましては、

- (1) 「平成28年度いわき市小・中学校版画展」の開催について
- (2) 「第46回いわき市民美術展覧会」の開催について
- (3) 次回教育委員会の開催について

でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当の課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

教育長 議事第1号 工事請負契約の変更について（いわき市立豊間中学校校舎改築工事）、学校支援課長をお願いします。

学校支援課長 資料9頁をご覧ください。

議事第1号 工事請負契約の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、平成27年9月17日いわき市議会

9月定例会において議決されたいわき市立豊間中学校校舎改築工事工事請負契約について次の通り変更するため、工事請負契約の変更について、次の通り市長に原案を送付する。

平成28年11月15日提出、いわき市教育委員会教育長。

変更内容といたしましては、変更前の契約金額が775,440,000円、変更後の金額が779,532,120円、約4,090,000円の増となります。

変更理由といたしましては、平成27年いわき市議会9月定例会議案第45号で議決された本請負契約について、予定価格算出時点で積算する設計単価と契約締結時点での単価に価格差を生じたため、「新たな施工確保対策について」平成26年3月27日付契約課通知に基づき、契約締結時点の最新単価に基づく契約金額の変更を行うものでございます。

請負契約の概要につきまして、工期は平成27年9月18日から平成29年3月31日まで、契約の相手方は山木工業株式会社となっております。

なお、単価増加の主な要因といたしましては、生コンクリートの単価の増がほとんどでございます。一部鉄筋などの単価が下がっている物もございます。

トータルで約4,090,000円の増となっております。

参考資料ということで、先程の体育館の説明も兼ねて豊間中学校配置図がございました。

委員の皆さまには何度かご覧いただいていると思いますが、豊間小学校の西側に改築中の校舎、さらに西側に豊間中学校屋内運動場を、これから建設するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

委員 1回決まった金額が変わるというのは無かったりするので、ちょっとわかりにくいところもあると思うんですけども、色々教えていただきたいと思います。

変更理由に「契約締結時点」とありますが、これは何年の何月頃になるんでしょうか。

学校支援課長 (1) 工期とありますけれども、議会の議決を経た日の翌日ということで、議決を経たのが9月17日なんですけれども、その時点で契約課から指名されている最新単価というものがございますので、ただこの時点では正式に議会の議決、契約締結なんですけれども、その前に仮契約を締結するときに、契約課から指名されている最新単価で契約をしております。

その年度ごとに契約課からこの工事の単価が示されておりまして、最新の単価の通知に基づき、特に生コンクリートの旧単価15,800円であったものが、16,800円で1,000円の増ということで、生コンクリートが4,130,000円のほとんどを占めています。

逆に鉄筋が2,500円で単価が下がるということで、金属、左官工で少しの増があり、トータルして約4,090,000円となっております。

委員 認識としては、契約を行うとすれば入札がありますよね。

何社かあって落札となると、その金額ですっと固定されるというのが普通なんですけど、それでも色々な情勢があって、それではできないとなると困るのかなと思うんですが、そこら辺の契約がいまいち分からないので。

ただ仮契約の時点でも一応何社かは入札という形で、今回は山木工業さんが行うように請け負ったということなんでしょうか。

実際に議会の議決で正式契約で仮入札のように受けてくれる業者さんは決まっています、議会の議決を経て正式にお願いすることになるということなのか。

そうなったときに通常であれば、1回約束した契約で行うということになると思うんですけども、もう1度計算するということになるのは、受けた業者さんからの申告で行うのか。

そういったところも抜きで、この単価になるということを受けて、役所の方で新たな金額で計算してくれるのか、そのようなところもどうなんでしょうか。

学校支援課長 まず仮契約と議決の関係について、この単価は今回のお話を切り離れた、影響のないものと考えていただければと思うんですけども、先程、仮契約と申し上げましたものは、契約が150,000,000円を超えるものは工事請負になりますと、行政の執行部側の判断で契約ができないと。

ただ契約ができないと言っても、工事業者を選ばないといけませんので、仮に契約をいたしまして、議会で「この業者と契約を結んでよろしいでしょうか」ということで、正式に議決を経てから、この契約を発行することが有効になるものでございます。

もう1つ単価のお話ですけども、労務及び資材単価等の高騰により、予定価格算出時点で積算する設計単価と契約締結時点での単価等に価格差が生じる場合、市から業者に伝え、業者からの申請に基づき新たな単価で契約変更を行うものです。

当初から150,000,000円を超えて議会の議決を得ておりますので、今回上がるのは4,000,000円程なんですけれども、150,000,000円を超える工事ですので、議会にこのようなことで約4,090,000円の増の変更で契約を結んでも良いかお諮りをする仕組みでございます。

委員 1番最初の仮契約で業者さんが決まるというのは、どのようにして決まるんで

すか。

学校支援課長 これは入札によって決まります。

通常、150,000,000円未満ですとその時点で契約を結ぶことができるんですけど、150,000,000円を超えますと金額が大きくなるため、議会での承認を経て契約ということになります。

委員 業者の方も条件付きの入札であることをわかっているということですね。

教育長 ほかに質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

なければ、議事第1号 工事請負契約の変更について（いわき市立豊間中学校校舎改築工事）でございますが、原案の通り可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

それでは議案第2号に移ります。

議案第2号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）について、文化振興課長をお願いします。

文化振興課長 資料10頁をご覧ください。

議案第2号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）について、いわき市文化財保護条例（昭和43年いわき市条例第8号）第40条第2項の規定に基づき、次の者をいわき市文化財保護審議会委員に委嘱する。

平成28年11月15日提出、いわき市教育委員会教育長。

いわき市文化財保護審議会につきましては、文化財保護条例第39条におきまして教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するため設置されております。

委員は15名で組織し、今般、天然記念物担当でありました木田都城子委員から9月21日付で辞任の届け出がありましたことから、本人から推薦のありました福島県植物研究会庶務幹事の根本秀一氏を委嘱するものでございます。

任期につきましては、記載しております平成28年11月16日から前任者の残任期間である平成30年3月31日までとなります。

参考としまして名簿を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

なければ、議案第2号 いわき市文化財保護審議会委員の委嘱（補充）についてでございますが、原案の通り可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

それでは8. その他に入ります。その他（1）平成28年度いわき市小・中学生版画展の開催について、美術館長お願いします。

美術館長 資料11頁をご覧ください。

その他（1）平成28年度いわき市小・中学生版画展についてご説明いたします。小・中学生版画展は小・中学生の日頃の学習の成果を広く市民に紹介するとともに、児童生徒が造形学習や表現行為への興味と喜びを体験する機会とし、創作意欲の向上を促すことを目的として開催しております。

今回で32回目の開催となります。

開催期間は平成29年1月5日から1月29日、この期間につきましても、32年間ずっと変わらずに、1月は版画展の季節であると定めております。

展示点数が多いことから、前期と後期に分けております。

分ける基準は応募の早い順から半分ずつにわけるという方法で行っております。

早く応募していただければ前期、遅い場合は後期というようなことになっております。

開館時間は9時30分から17時、休館日は月曜日ですが1月9日は開館し、翌1月10日が休館となっております。

会場は、いわき市立美術館の通常の企画展と異なりまして、常設展を除く1階ロビー及び2階の企画展示場1・2、2階ロビー全てを使って開催いたします。

協力は、いわき市小学校教育研究会図画工作部会及び、いわき市中学校教育研究会美術部会となっております。

観覧料は無料、作品の募集につきましてもは順次準備を進めておりまして、記載の通り平成28年10月27日現在で参加校61校、参加者数7183名、出品点数が310点となっております。

数年前までは10,000点程の応募がありましたが、これは個人の応募が大半でして、個人の応募だと対応が難しいということで、むしろ学校の子ども達には一緒に作る喜

びを感じてもらいたいということから、全て共同制作というように限定しました。

これによって展示場の展示にゆとりができましたので、見やすくなったのではないかと判断しております。

12月の頭が締切ですので、まだ若干増える可能性がございます。

会期中の催しとしましては、常設展示場を利用して1月9日に「春を祝うコンサート」を開催いたします。

これは家族でおいでいただいた方々に、常設展にも足を向いていただきたいということで、あえて常設展で開催する催しです。

それから「わくわくアートスクール～パンの木版画～」というワークショップを1月7日と8日の2日間で行います。

彦坂有紀さん、もりといずみさんのお2人方、これは彦坂木版工房という木版画の工房がありまして、全国でワークショップを展開しているんですけども、お2人でセットになっております。

この方々は大変手慣れておりますので、子ども達を対象にしながら「彫り刷り」といったものについて体験していただきたいと思っております。

また随時プリントコーナーを行っております。

会期中は毎日です、係の者が配置されて、そこで何かしらの版画を作るという、お遊び体験のようなものをしていただこうと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、ただいまの説明に対して、質問やご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

なければ、次に移ります。

その他（2）「第46回いわき市民美術展覧会」の開催について、引き続き美術館長をお願いします。

美術館長 資料13頁をご覧ください。

その他（2）「第46回いわき市民美術展覧会」の開催についてです。

いわき市立美術館では開館以来、第14回から第31回まで、市民展を美術館で開催しております。

今回が美術館として32回目ということになります。

先程ご説明いたしました小・中学生版画展と併せてお話をしますと、1月から3月までは、市民を対象としました公募展という時期にあたっております。

小・中学生版画展が小・中学生の作品を対象としておりますが、これに対して2月から開催する市美展は、高校生以上を対象とするという形になっております。

従いまして、小学校以上、お年寄りまで含めて、全ての市民に対して解放されている2つの公募展が連続するのが冬の時期というようになります。

開催期間及び作品搬入日ですが、2月10日から3月19日までの間に、「書の部」「絵画・彫塑の部」「陶芸の部」「写真の部」と3つの会期に分けて開催をしております。

いずれの会期の10日間、金曜日から始まって日曜日に終わり、翌日撤収をし翌々日から搬入、展示作業を行い、金曜日には開催するというサイクルですずっとやってきております。

会場は、いわき市立美術館、こちらも同じように、常設展を除く1階ロビー及び2階の企画展示場1・2、2階ロビー全てを使っての開催になります。

主催は、いわき市美展の運営委員会をトップといたしまして、いわき市教育委員会、いわき市文化協会、いわき市立美術館が主催となっております。

後援及び協力は資料に記載の通りでございます。

観覧料は無料、応募資格は市内に住居を有する者、住居となっておりますので戸籍上いわき市となっていれば、対象となると捉えております。

また、いわきにゆかりのある方ということで、いわき出身の方であったり、市内へ通勤、通学している方であったり、そういう方達も応募できる対象になっております。

審査につきましては、それぞれの部門で審査をして、市長賞・議長賞・教育長賞を1点ずつ、佳作を若干数を選びまして、今年の「書の部」は資料記載の4名、「絵画・彫塑の部」は河内成幸さんという版画家、「陶芸の部」は橋本昌彦さんという陶芸家、「写真の部」は中村征夫さんという写真家の方々となっております。

出品手数料が一般は2,000円、青少年が500円となっております。

会期中の催しは、「書の部」において「席上揮毫」ということで、公開制作で見せるということなんですけれども、それを2月12日の日曜日に開催いたします。

同じく「書の部」では「審査員による作品解説会」を行います。

「絵画・彫塑の部」では「招待作家による入選作品批評会」、「陶芸の部」では「呈茶会」という自分で作った作品を持ち寄ってお茶を嗜みましょうというものをやっております。

これは毎回異なった流派の方々においでいただいて、ご協力いただいております。

今回は、表千家の方々にご協力いただくことになっております。

同じく「陶芸の部」では「タッチコーナー」という作品に触れるコーナーも開設いたします。

「写真の部」におきましては「招待作家による（入賞）作品の解説会」を行います。

昨年度（第45回展）の出品状況については資料に記載の通りです。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明に対して、質問等ございますか。

委員 会期中の催しの「呈茶会」ですけれども、これは展示2日目になると思いますが、展示してある作品を制作者の方が持ってきてお茶会に参加できるということなのでしょうか。

美術館長 展示作品を持って行くと、お客様にご迷惑をおかけしてしまうので、自分で作った作品というのは常に複数点ございますので、それを持ってきていただいているように考えております。

教育長 ほかに質問等ございますか。

委員 いつも拝見するたびに思っていたんですけれども、招待で展示されている方というのは、前に作ってあった作品をお持ちいただいているのか、そのときに作って市民の方と同じく出品しているのか教えていただけますか。

美術館長 1つの事例でお話しますと、以前は招待作家の方々の中に、多少手抜きをされる方々がおられたんですね。

それに対して招待作家である、普段は温厚な若松光一郎先生が怒られたということで、常に作品は最新のものを出品するというようになりました。

本来招待作家というのは、皆さんの見本になるということで招待作家になるということですので、見本となる作家の方達は古い作品を出品して良かれと思うのではなくて、常に最新の作品にチャレンジしている姿勢を見せるのも大事ではないかということですので、私達も目を光らせておりますけれども、基本的には他の方々と同じように新作を作って出品していただいております。

教育長 ほかに質問等ございますか。

よろしいですか。

なければ次に移ります。

その他（3）次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

教育政策課長 次回教育委員会は12月21日水曜日、午後1時30分から会場にて行いますので、御参集ください。

教育長 以上で、平成28年度第8回教育委員会を閉会いたします。